

でガ割 5 5 キャンペーン 3.0 割 料金その他の供給条件の内容

でガ割 5 5 キャンペーン 3.0 割

この供給条件は、当社の電気需給約款〔低圧〕、電気需給約款〔低圧〕（中部エリア）、でガ割 007 料金その他の供給条件、でガ割 007（中部エリア）料金その他の供給条件、でガ割でんき〔電灯単独〕およびガス小売供給契約における供給条件（以下「需給約款等」といいます。）と合わせて適用されます。記載のない事項および用字用語については、需給約款等の定めるところによります。この供給条件と需給約款等で異なる定めをした場合は、この供給条件の内容が需給約款等に優先するものとします。

1 対象となるお客さま

当社は、下記のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまにこの供給条件を適用いたします。

- イ 電気およびガスの需要場所が、需給約款等で定める供給区域かつ当社の定めるガス供給区域内であること。
- ロ 2025 年 12 月 15 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に、需給約款等に規定された、電灯メニューのスイッチングのお申し込み、または都市ガス契約メニューのスイッチングのお申し込みをいただくこと。ただし、電灯メニューと都市ガス契約メニューの両方をお申し込みいただく場合は、電気およびガスが同一の需要場所のお申し込みに限りります。
- ハ 2026 年 5 月 31 日までに、お申し込みされた電気、ガスの供給が開始されること。
- ニ 電灯メニューのお申し込みの場合は、下記のいずれかの料金メニューが適用されていること。

- ・でガ割でんき 1・2
- ・でガ割でんき 1・2（中部エリア）
- ・でガ割 007[アンペア契約]・[kVA 契約]
- ・でガ割 007[アンペア契約]・[kVA 契約]（中部エリア）

2 料金

(1) 当社は、需給約款等にもとづく需給契約により算定された初月使用分の電気料金から(2)の割引額を差し引きます。当社がガスの供給を新たに開始した場合には、初月使用分のガス料金から(3)の割引額を差し引きます。ただし、電気料金またはガス料金から割引額を差し引いた結果が負となる場合には、その料金を0円といたします。この場合、翌月以降に繰り越して差し引くことはありません。また、初月使用分の電気料金またはガス料金に行政による補助金が適用されている場合には、補助金適用後の料金から割引額を差し引きます。

(2) でガ割 5 5 キャンペーン 3.0 割

割引額（対象の電灯メニューにつき）	5,000 円（税込）
-------------------	-------------

(3) でガ割 5 5 キャンペーン 3.0 割（ガス割引）

割引額（対象のガス契約メニューにつき）	5,000 円（税込）
---------------------	-------------

3 でガ割 5 5 キャンペーン 3.0 割の消滅

当社は、次の場合には、でガ割 5 5 キャンペーン 3.0 割を解約することができます。

- (1) 1（対象となるお客さま）に定める条件を満たさなくなった場合
- (2) 電気需給約款 30（需給契約の廃止）により電気需給契約の廃止または廃止手続を開始した場合または電気需給約款 31（解約等）に該当する場

合

(3) ガス小売供給契約における供給条件に準じて当該ガス小売供給契約を解約する場合

4 供給条件の変更および廃止

(1) 当社は、お客さまの利益に適合する場合またはこの供給条件の目的に反しない次の場合にこの供給条件を変更することがあります。この場合、変更後の料金およびその他の供給条件が適用されることをお客さまに承諾していただきます。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限りません。

(変更例)

- イ でガ割55キャンペーン3.0割の内容の変更・廃止
- ロ 違法、不法行為または不当行為を防止するための禁止事項の追加または権利の制限
- ハ サービスの品質を維持するための料金の変更

(2) この供給条件を変更するときは、当社ホームページ等により本供給条件を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期等を周知するものとします。

(3) 当社は、この供給条件を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ当社ホームページ等を通じて廃止日をお客さまにお知らせいたします。

5 その他

その他の事項については、需給約款等の契約メニューの供給条件に定めるところによるものといたします。

附則

1 実施期日

この供給条件は、2025年12月15日から実施いたします。